

東川町新行財政改革大綱

(自主・自立集中改革プラン)

平成18年2月

北海道東川町

東川町新行財政改革大綱 (自主・自立集中改革プラン)

目 次

・はじめに	1
・経過と課題	1
基本方針	2
具体的推進事項	3
・ I 地域協働の推進	4
・ II 事務事業の再編・整理、廃止、統合	4
・ III 民間委託等の推進	6
・ IV 組織機構の見直し	8
・ V 定員管理の適正化	9
・ VI 給与等の適正化	10
・ VII 第三セクターの見直し	12
・ VIII 自主性・自立性の高い財政運営の確保	13
・ IX 広域行政の推進	19
・ X 人材育成等その他	19

東川町 新行財政改革大綱 (自主・自立集中改革プラン)

はじめに

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があります。

現在、市町村合併が推進され、基礎的自治体の見直しが求められるなど、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われています。

このような状況の中で東川町は、当分の間市町村合併を行わず、単独で町の自立を目指すこととしており、なお一層の基礎的自治体の強化が必要と認識しています。

そのため、これまでにも行財政改革を行っていますが、今後も無駄や非効率な施策・運営はないかどうかを厳しく点検し、必要な改革を断行するために「東川町新行財政改革大綱」を策定するものです。

この大綱は、一般会計は勿論のこと、特別会計(国民健康保険事業・町立診療所事業)及び、地方公営企業に準ずる特別会計(公共下水道事業、簡易水道事業)の全てを含み、聖域無く行財政改革が必要であります。

経過と課題

東川町では、昭和61年1月に行政改革大綱を策定し、効率的な行政運営に努めてきたところですが、その後、少子高齢化、国際化や情報化などの進展により、町政をめぐる環境が多様化し行政ニーズも大きく変化してきたことから、平成8年9月に行政改革大綱(第2次)を策定し、行政事務の簡素化や将来のまちづくりなど、さまざまな観点から行政改革を推進してきたところであります。

しかしながら、その後の急速な社会情勢の変化と、国の財政や権限の在り方など「地方分権」が叫ばれ、その推進に向けた対応が市町村の課題となり、自治体の体質強化等、行政改革と財政構造改革の取り組みが必要なため、国の指針に基づき平成11年3月に行政改革大綱(第3次)を策定し、事務事業、補助負担金や公共施設の管理運営等の見直しを行ってきました。

今日の東川町の行政サービスは、少子高齢化の進行に伴い介護などの福祉サービスや子育て支援の充実など、住民に直接関わる行政サービスが増え、かつ、そのサービスが多様化しています。

また、従前行政の大きな役割であった公共施設や道路などの建設といった社会基盤整備は、今後、改築などの維持管理へと移行していくことになるなど、行政が提供しているサービスの領域が変わろうとしています。

厳しい財政状況やそれに伴う職員の削減が進んでおり、各々の事務事業を再度徹底した見直しを行い歳出の縮減と歳入の確保が求められ、更に、行政サービスを提供する町の組織機構や制度の見直しも求められています。

また、これまで町が直接行ってきたサービスについても、既に、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなど民間に移管したのものや、いきいきセンターなど管理運営を民間に委託していますが、更に、公共施設の管理運営について民間委託を検討する必要があります。

更に、従来から一部事務組合で行っている消防や清掃、葬斎業務のほか、介護保険や国民健康保険、老人保健、福祉医療助成業務についても、昨年度から広域連合で取り組んでいますが、今後も効率的に行政サービスを実施するために、公共施設の共同利用や一般行政事務を含めて、広域化や共同化を進めていく必要があります。

一方、既に行政が担ってきた分野に住民や地域で構成された組織が自主的な活動を行う人々も見受けられますが、今後更に、公共性のある活動やボランティア活動など、住民の主体的な取り組みが地域社会の新たな活力として期待されます。こうした、住民や各種団体と行政の新たな役割分担と協働をどのように進めていくか、そのルールづくりが当面の課題となっています。

基本方針

1、改革の理念

東川町のまちづくりは、第3期新まちづくり計画で定められている「人と自然がおりなす 輝きの大地 ひがしかわ」を基本理念として、常に住民の福祉向上であり、この福祉を大きく「住民の繁栄」「住民の安全・安心」「住民の幸福」の3つを基本に目指していくことが大切だと考えています。

しかし、景気の低迷が長期化し、国においては財政再建を最優先に国庫補助負担金の削減と税源移譲、地方交付税の削減という「三位一体改革」の断行と、市町村合併の推進、更には、地域主権型社会を目指す道州制の検討と事務権限の移譲など、今後小規模市町村にとって大変厳しい状況になっています。

このようなことから、次のとおり4つの基本的な視点からなる改革の理念を定め、これらを踏まえながら10項目の具体的な推進事項を定め改革を進めるものです。

■ 改革理念

- 持続(自立)可能な簡素で効率的な行財政システムの確立
- 受益と負担の原則に基づく受益者負担の徹底
- 住民参加による協働型まちづくりの実現
- 将来とも安心して暮らせる活力あるまちづくりの推進

2 目標年次

新行財政改革大綱の目標年次は、平成21年度とします。

3 主要な成果目標の設定

新行財政改革大綱(以下「集中改革プラン」という。)の目標年次である平成21年度までの主要な成果目標は、次のように定めるものです。

(1) 財政運営の目標設定

- ① 人件費は経常一般財源総額の30%範囲内を目標とします。
- ② 町債(臨時財政対策債は含まない)は経常一般財源総額の15%以内を目標とします。
- ③ 公債費は町税の範囲内を目標とします。

(2) 職員数の目標設定

東川町の職員数(特別会計を含む)は5年後の平成22年度当初において、平成17年度当初対比9.4%減員を目標とします。

(3) その他の目標設定

その他の目標設定については、具体的推進事項の中で明確にします。

4 評価見直しと公表

集中改革プランは、説明責任の確保のため行政組織運営全般について、計画策定→実施→検証→見直しのサイクルに基づき毎年点検を行い公表します。

尚、各種事務事業の政策評価は別に定める基準により総合的評価を行い、別途公表します。

(1)集中改革プラン策定時の公表

集中改革プランを策定したときは、町広報やホームページ等で遅滞なくこれを公表します。

(2)見直し時の公表

集中改革プランは、毎年予算編成後速やかに見直しを行い、中期財政推計(見直し年度を基点として5年間)と併せて、町広報やホームページ等で公表します。

具体的推進事項

基本方針を具体的に推進するため、改革の基本的方向は次のとおりです。

I 地域協働の推進

人口 7,700 人程度の小さな町であるからこそ、お互いの顔が見え、それぞれの地域特性を十分に生かした地域づくりが重要であります。

地域の課題やニーズに対応できる簡素で効果的な地域コミュニティづくりのため、平成 16 年度より地域自治推進室を設けて検討を重ね、平成 17 年度より 3 名の職員による地域担当制を導入していますが、今後更に成熟させてそれぞれの地域の実情に応じ、住民や住民が参加する団体などが主体となり、多様な公共サービスの提供を行う取り組みを推進する必要があります。各地域の住民が自主的活動により社会サービスや行政サービスが適切に受けられるように、当分の間、コミュニティ活動を積極的に支援します。

(1) 16 年度末までの実績

・地域自治推進室の設置		16 年度
・地域自治推進検討委員会開催	5 回	16 年度
・地域組織等検討懇話会開催	3 回	16 年度

(2) 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

- ・平成 17 年度に地域担当制を導入する
- ・平成 17 年度から地域コミュニティの組織等について検討する
- ・平成 18 年度から地域組織の一体化について地域ごとに検討する
- ・平成 18 年度から地域の施設等の管理受託体制を検討する
- ・平成 18 年度から体育指導員や交通安全指導員等のあり方について検討する
- ・平成 18 年度に地域防災制度の充実(地区情報連絡員制度)を検討する
- ・平成 18 年度に地区コミュニティセンターの地域による管理を検討する
- ・平成 19 年度に地区小公園(幼児公園等)の地域による管理を検討する

II 事務事業の再編・整理、廃止、統合

限られた財源の中で新たな行政需要や社会情勢の変化に的確に対応していくためには、絶えず事務事業の見直しを行い、緊急性の高いものを選択し効率的な事業の実施を図るとともに、住民サービス向上の観点から事務手続きの簡素化を進めなければなりません。

毎年事務事業を見直すには、住民に分かりやすい指標を用いた評価システムの構築が必要であり、この評価結果に基づき事務事業の継続、廃止、拡充、縮小を精査し予算編成時に意思決定します。

1、事務事業の再編整理等の目標

具体的な事務事業の見直しは次のとおりであります。

(1) 16年度までの見直しによる再編・整理等の実績

- ・議員調査研修活動事業の縮減（所管事務調査・政務調査費 33%縮減）
- ・行政区等地域活動推進事業の行政区長研修会の廃止
- ・地区コミュニティセンター維持管理事業の除雪委託の廃止
- ・住居表示管理事業の台帳修正業務委託の廃止
- ・賦課徴収管理事務費の納税貯蓄組合の休止
- ・資源ごみリサイクル推進事業の資源ごみ回収報償金の廃止
- ・公衆浴場対策事業の縮減（公衆浴場を廃止し民間温泉施設へのバス運行委託）
- ・健康診査事業の骨検診の廃止
- ・農業振興対策事業及び農業振興基金事業の統合（統括補助金化）
- ・写真展等開催事業の文化ギャラリー委託展の廃止
- ・除排雪対策事業の縮減（除雪基準の見直し）
- ・公営住宅維持管理事業の縮減（修繕実施基準の制定、退去修繕基準の制定）
- ・錬成館維持管理事業の管理委託の廃止

(2) 17年度から21年度までの5年間における再編・整理等の目標

- ・平成19年度に町議会議員定数の削減（16人から14人に削減）
- ・平成18年度までに交通安全指導員事業の指導員のあり方について見直し
- ・平成17年度に定住促進対策事業のあり方について見直し
- ・平成19年度までに固定資産評価審査管理事業のあり方について見直し
- ・平成17年度に農家経営管理支援協議会育成事業のあり方について見直し
- ・平成17年度に合併処理浄化槽設置及び維持管理事業のあり方について見直し
- ・平成18年度までにボランティアコーディネーター設置事業のあり方を抜本的に見直し
- ・平成19年度までに老人医療費（道老）給付事業については廃止
- ・平成19年度までに重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療助成のあり方について見直し
- ・平成20年度までに高齢者事業団育成事業のあり方について見直し
- ・平成17年度に湯けむり温泉大学事業のあり方について見直し
- ・平成17年度に重度障害者ハイヤー助成事業のあり方について見直し
- ・平成17年度に健康を守る主婦の会育成事業のあり方について見直し
- ・平成18年度までに農業振興センター事業のワイン用ブドウ栽培のあり方について検討
- ・平成17年度に森づくり推進事業のあり方について見直し
- ・平成17年度に民有林指導育成事業のあり方について見直し
- ・平成17年度に消費者協会育成事業のあり方について見直し
- ・平成18年度までに大雪山国立公園保護振興対策事業の山岳環境の保全体制育成事業のあり方について検討
- ・平成18年度までに観光協会育成事業のあり方を抜本的に見直し

- ・平成 17 年度に要保護準要保護就学援助事業の援助の限度額及び対象者の基準について見直し
- ・平成 17 年度に中体連大会等参加支援事業の保護者負担分について見直し
- ・平成 19 年度までに社会教育委員事業の委員のあり方について検討
- ・平成 17 年度に地域婦人活動支援事業の廃止に向けて検討
- ・平成 17 年度に成人式開催事業のあり方について検討
- ・平成 20 年度までに体育指導委員事業の委員のあり方について検討
- ・平成 17 年度に体育協会育成事業のあり方について検討
- ・平成 18 年度までに公共的団体の役場内事務局のあり方について検討
- ・平成 18 年度に目的税(入湯税等)の使途の明確化と公開

2、事務事業の再編・整理等を行う際の基本

(1) 基本的な考え方

全ての事務事業について、住民に分かりやすい指標を用いた評価を行い、評価の過程では行政改革推進委員会の意見を反映し、評価結果に基づき事務事業の継続、廃止、拡充、縮小を精査し、最終的には予算編成において決定します。

(2) 行政評価を活用する仕組の導入

前年度決算が確定後に担当課において事務事業評価調書を作成し、財政担当課においてヒヤリングを行い、庁内評価委員会で検討後、行政改革推進委員会の意見を聞き、毎年 1 1 月末までに評価結果の整理を行ないます。(H18 年度から)

(3) 外部の意見を取り入れる仕組の導入

1 1 月末までに整理された評価結果は、町ホームページやまちづくり懇談会において意見を聴取します。

(4) 公表等について

毎年、年度当初に全町民に配布する「くらしの便利帳」で最終決定された評価結果とそのスキームを記載し公表します。

Ⅲ 民間委託等の推進

事務事業の見直しと併せて総務事務や定型的業務を含めた事務事業全般にわたり、効率性と民間委託推進の観点から総点検を行うと共に、平成 1 8 年度当初より指定管理者制度への移行に備え、平成 1 7 年度中に全ての公の施設の管理のあり方について点検を行います。

尚、民間委託の検討に際しては直営管理と委託管理の対比を行い、常に経費の縮減について検証を行います。

1、公の施設についての取組と目標

(1) 16年度までの民間委託等の実績

イ、管理運営委託(全部委託)

- ①いきいきセンター管理運営委託(管理受託者制度・町社会福祉協議会)
- ②道草館管理運営委託(管理受託者制度・町商工会)
- ③キトウシ森林公園家族旅行村管理運営委託(管理受託制度・町振興公社)
- ④忠別川親水河川公園管理運営委託(管理受託制度・町振興公社)
- ⑤農業振興センター(管理受託制度・町農業振興公社)

ロ、一部委託(部分委託)

- ①電気保安業務、②消防設備点検業務、③清掃等業務、④水質検査業務、⑤浄化槽保守点検業務、⑥除雪・雪下ろし業務、⑦機械設備保守点検業務、⑧夜間機械警備業務

(2) 17年度から21年度までの5年間の取組目標

イ、指定管理者制度の導入

- ・平成18年4月1日から、上記イの ① ② ③ ④ ⑤ 施設は指定管理者制度への移行について検討する
- ・平成18年度に次の公の施設の指定管理者制度導入について検討する
 - ①B & G海洋センター ②町民運動公園 ③錬成館 ④文化ギャラリー
 - ⑤文化交流館 ⑥老人保健センター

ロ、民間委託の拡大

- ・平成18年度から長期継続契約に関する条例を運用し、一部委託項目の拡大と経費の縮減を行う
- ・常に直営管理と委託管理の対比を行い、委託管理が経費の縮減になる場合は委託管理に移行する

2、その他事務についての取組と目標

(1) 16年度までの業務委託の実績

イ、全部委託

- ①庁舎夜間警備、②例規システムデータ更新、③防災行政無線保守点検、④広報等配布、⑤地番連絡図修正、⑥ボランティアコーディネーター設置、⑦し尿処理、⑧一般ゴミ・資源ゴミ収集、⑨除雪サービス、⑩公衆浴場送迎車運行、⑪在宅配食サービス、⑫診療所給食

ロ、一部委託

- ①庁舎清掃、②情報システム維持、③ホームページ作成、④道路維持補修・清掃等

(2) 17年度から21年度までの5年間の取組目標

イ、委託業務の拡大

- ・平成19年度までに道路維持補修業務(除排雪を除く)の全面委託を検討する

- ・平成 17 年度に診療所の窓口業務の全面委託を検討する
 - ・平成 19 年度までに診療所の院外調剤業務の全面委託を検討する
 - ・平成 21 年度までに幼児センターの給食業務の全面委託を検討する
- ロ、大規模事業の P F I 等活用の検討
- ・平成 18 年度に公営住宅建設事業の活用について検討する
 - ・東川小学校改築事業の基本計画策定時に活用について検討する

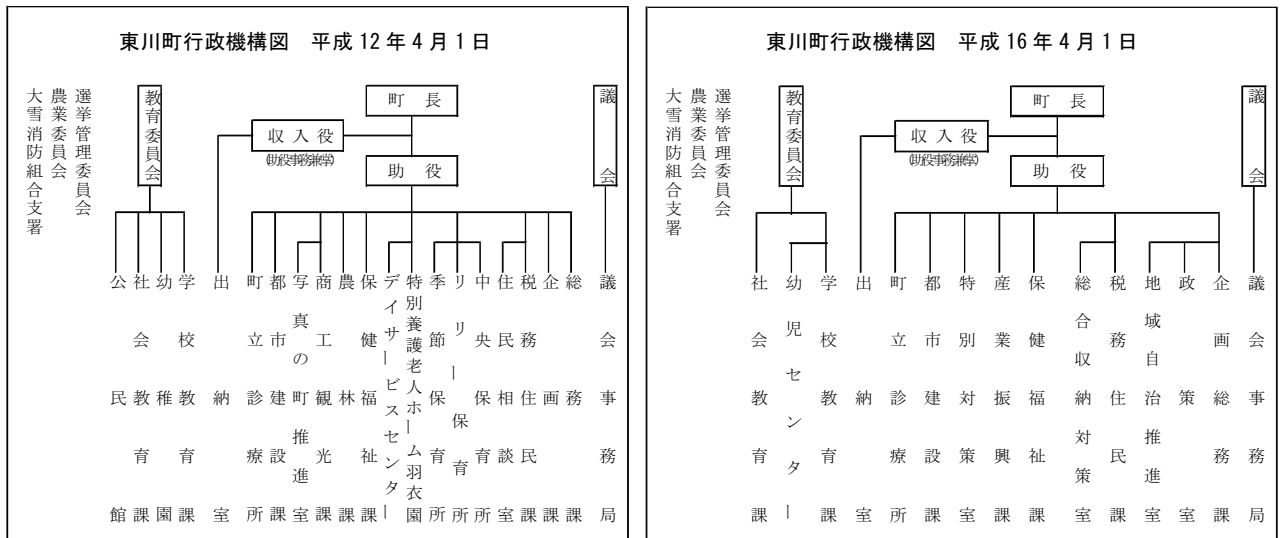
IV 組織機構の見直し

現在の役場組織は、平成 15 年度に見直しを行いました。常に、時代の変化に対応し新たに抱える行政課題や住民ニーズにスピーディな意思決定が出来る機能的で合理的な組織機構に見直す必要があります。

また、各種事務事業の広域処理の検討を行うとともに、それに対応した組織機構に改める必要があります。

(1) 16 年度までの組織機構の見直し実績

イ、役場組織の機構改革 (平成 15 年 5 月 1 日)



ロ、大雪地区広域連合の設立

平成 16 年 4 月 1 日より、美瑛町、東神楽町、東川町の 3 町で大雪地区広域連合を設立し、介護保険事務、国民健康保険事務、老人保健事務、福祉医療助成事務を広域で事務処理を行っています。

(2) 17 年度から 21 年度までの 5 年間の取組目標

イ、役場組織の機構改革

- ・組織機構のあり方について検討する
- ・平成 18 年度までにスタッフ制の導入について検討する

ロ、広域事務処理による機構改革

- ・18年度までに大雪消防組合東神楽支署と東川支署の統合を検討する
- ・その他各種事務について広域事務処理を検討する

(具体的検討事項は IX 広域行政の推進を参照)

V 定員管理の適正化

定員管理にあたっては、地方自治体を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直ししながら適正化に取り組む必要があります。

とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、短期雇用職員の活用、地域協働の取組などを通じて極力職員数の抑制に取り組む必要があります。

(1) 16年度末までの過去5年間の職員数の推移

イ、正職員数の推移

- ・平成12年4月1日から平成17年4月1日までの5年間の職員数の推移は次の表のとおりで、削減数27名(削減率17%)ですが、社会福祉施設の民間移管の職員を減じた職員数では、削減数が12名、削減率は7.5%です。

区 分	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	5年間の削減数
町長の事務部局職員	121	118	102	102	85	87	△34
うち病院(診療所)の職員	20	19	20	19	19	18	△2
議会の職員	2	2	2	2	2	2	0
教育委員会の職員	18	16	16	16	25	22	4
選挙管理委員会の職員	1	1	1	1	0	0	△1
農業委員会の職員	2	2	2	3	2	2	0
小 計	144	139	123	124	114	113	△31
消防支署の職員	15	15	16	15	15	15	0
大雪地区広域連合の東川町東川町職員					3	3	3
派遣職員(給与支給なし)					1	1	1
合 計	159	154	139	139	133	132	△27
前年比較		△5	△15	0	△6	△1	
備 考			羽衣園・デイサービスセンターの民間移管による退職者15名				H12～H17削減率17%(民間移管含)7.5%(民間移管除)

ロ、臨時職員の推移

- ・平成12年4月1日から平成17年4月1日までの5年間の臨時職員数(短期雇用臨時職員を除く)は次の表のとおり2名増員です。

(短期雇用臨時職員(社会保険未加入者)を除く)

区 分	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	5年間の増減数
町長の事務部局臨時職員	45	63	42	29	26	27	△18
うち病院(診療所)の臨時職員	6	11	11	9	9	9	3
議会の臨時職員	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会の臨時職員	12	12	12	28	30	32	20
選挙管理委員会の臨時職員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会の臨時職員	1	1	1	0	0	0	△1
小 計	58	76	55	57	56	59	1
消防支署の臨時職員	1	1	1	1	2	2	1
合 計	59	77	56	58	58	61	2
備 考		診療所介護師用道草館開館	羽衣園・デイサービスセンターの民間移管	幼保一元化			

(2) 17年度から21年度までの5年間の定員管理の数値目標

イ、正職員の数値目標

- ・平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間の職員数は次の表のとおりで、削減数は12名(削減率9.4%)を目標とする。
- ・5年間の退職者は17名で、内、現業職員はその業務を可能な限り民間に委託するなど採用を抑制するとともに、事務的職員の採用も抑制し、退職者の補充は5名を目標とする。

職員数の推計

(大雪消防組合を含む)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	5年間の削減数
年度当初採用	(4)	0	1	3	0	1	5
年度当初職員	128	126	124	120	119	116	△12
年度末退職	2	3	7	1	4	(5)	17
年度末職員数	126	123	117	119	115	(111)	
備考			看護師 3名退職				△9.4%減

※ 途中退職等により変動があった場合は、年度間調整し採用する場合もある。

ロ、臨時職員の削減

- ・平成17年4月1日の臨時職員数(短期雇用臨時職員を除く)は61名であるが、今後は指定管理者制度の導入、短期雇用臨時職員の活用及び地域協働による事務事業の移行などを積極的に推進し、臨時職員の削減に努める

ハ、職員の民間派遣等

- ・職員の公共的団体への派遣については、公益法人等への東川町職員の派遣等に関する条例に基づき検討する

VI 給与等の適正化

公務員の給与は、民間準拠に基づく人事院勧告制度を尊重されその支給水準が決定される仕組みとなっており、近年の公務員給与は民間企業の厳しい経営環境を反映して連続して給与の引下げ勧告がなされ、更に、平成18年4月から給与構造改革として、俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げる勧告がなされています。

この勧告を十分尊重し職員の給与水準を決定するとともに、その実態については、東川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき毎年公表します。

(1) 16年度までの過去5年間の給与見直しと実績

イ、ラスパイレス指数の状況(過去5年分)

H12		H13		H14		H15		H16	
指数	増減	指数	増減	指数	増減	指数	増減	指数	増減
98.7	△0.4	98.2	△0.5	99.4	1.2	100.2	0.8	97.9	△2.3

※ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

ロ、人事院勧告の状況

地方公務員の給与制度は、争議権等の制約から、地方公務員法により人事行政に関する専門的中立機関である人事院の勧告を十分尊重した給与制度であり、本町もその勧告を尊重した職員給与になっています。

給与勧告の状況

年度	全体	月例給	期末勤勉手当
H10	公表なし	0.76% (2,785円) 55歳昇給停止	改定なし
H11	△1.5% (△9.5万円)	0.28% (1,054円)	0.3月引下げ (5.25月→4.95月)
H12	△1.1% (△6.9万円)	基本給改定見送り	0.2月引下げ (4.95月→4.75月)
H13	△0.2% (△1.6万円)	基本給改定見送り 特例一時金月額313円 (3,756円)	0.05月引下げ (4.75月→4.70月)
H14	△2.3% (15万円)	△2.03% (△7,777円)	0.05月引下げ (4.70月→4.65月)
H15	△2.6% (16.3万円)	△1.07% (△4,054円)	0.25月引下げ (4.65月→4.40月)
H16	公表なし	基本給改定見送り	寒冷地手当約4割引下げ 最高支給額 年額230,200円→131,900円 (5年間で段階的経過措置)

ハ、近年の東川町における給与削減の実績

- ・高年齢職員(55歳)昇給停止 (平成12年4月～)
- ・一般職超過勤務手当支給率2%削減 (平成15年4月～)
- ・管理職手当支給率2%削減 (平成15年4月～)
- ・職員特別昇給制度運用停止 (平成15年4月～)
- ・常勤特別職給料10%削減 (平成15年7月～)
- ・消防職員休日勤務手当廃止 (平成16年4月～)
- ・職員勧奨退職者特別昇給1号俸削減 (平成16年4月～)
- ・定年退職者特別昇給制度廃止 (平成16年)

ニ、特殊勤務手当の実態

- ・野犬掃とう従事手当 200円/日 (過去5年間支給実績無し)
- ・伝染病防疫手当 200円/日 (過去5年間支給実績無し)
- ・滞納処分従事手当 200円/1件 (過去5年間支給実績無し)
- ・手術手当 手術料の2割相当 (過去5年間支給実績無し)
- ・往診手当 点数表定額の4割相当 (年平均129千円支給)
- ・医学研究予防業務手当 300千円/月 (年平均7,200千円支給)
- ・放射線業務従事手当 8千円/月 (年平均96千円支給)

- ・夜間看護手当 5千円／日 (年平均1,825千円支給)

ホ、福利厚生事業の実態

① 健康診断

- ・30歳から40歳までの職員は2年に1回、40歳以上の職員は毎年人間ドックを受診し、町負担54%、職員共済組合33%、個人13%をそれぞれ負担している
- ・人間ドック以外の職員は、町立診療所で法定健康診断を受診している
- ・職員の健康診断に係る町負担は年平均2,500千円である

② 法定外福利費

- ・職員の元気回復を目的とする文化・体育・レクリエーション等の事業に対して、役場職員親交会を通じて助成を行っている
- ・平成14年度までは、年平均1,300千円程度を補助していたが、見直しを行い、現在は年平均960千円を交付している

(2) 17年度から21年度までの5年間の取組目標

イ、給与削減の目標

- ・平成18年4月から給与構造改革を完全実施する
(俸給表の水準を全体として4.8%引き下げる)
- ・平成18年4月から消防職員の出勤手当を廃止する
- ・平成18年度に勧奨退職者特別昇給制度の廃止を検討する
- ・平成18年度に住宅手当の見直しを検討する
- ・平成17年度に時差出勤制を導入する

ロ、特殊勤務手当見直しの目標

- ・平成18年度に野犬掃とう従事手当、伝染病防疫手当、滞納処分従事手当、手術手当及び放射線業務従事手当の廃止について検討する
- ・平成18年度に夜間看護手当額の削減を検討する

ハ、福利厚生事業見直しの目標

- ・平成17年度に法定外福利費の役場職員親交会への交付金の実績精算を行う
(対象事業費の1/3以内の交付)
- ・平成18年度に健康診断の個人負担の増額を検討する

Ⅶ 第三セクターの見直し

本町の出資比率50%以上の法人は、東川町土地開発公社(出資比率100%)、株式会社東川振興公社(出資比率85%)の2法人で、それぞれの目的をもって設立されていますので、自主・自立の観点から、各々の法人が積極的な経営改革に取り組むことが求められています。

また、現在町が管理受託者制度により直接委託料を支払っている法人は株式会社東川振興公社1法人で、今後、指定管理者制度に移行する予定ですが、この委託料縮減のため更なる経営努力が求められています。

1、情報公開実施及び取組目標

(1) 16年度末時点における情報公開の状況

出資比率50%以上の東川町土地開発公社、株式会社東川振興公社の決算及び事業計画については、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告を行っている。

(2) 17年度から21年度までの5年間の取組目標

19年度までに、出資比率50%以上または財政的支援を行っている法人については、経営状況の概要、財政支援の状況、その必要性と今後の見通しについて広報誌に掲載する。

2、経営改革の見直し

(1) 16年度までの経営改革の見直し実績

イ、東川町土地開発公社

- ・事務局長の一般職員併任（15年10月から）
- ・積極的な低廉な価格の宅地開発推進（16年から）

ロ、株式会社東川振興公社

- ・常勤役員の一般職員派遣（16年4月から）
- ・収益事業の積極的な展開（15年から）

(2) 17年度から21年度までの5年間の取組目標

イ、東川町土地開発公社

- ・事務局長並びに職員の一般職併任を継続する
- ・低廉な価格の宅地開発推進を継続する

ロ、株式会社東川振興公社

- ・常勤役員の一般職派遣を継続する
- ・新たな収益事業を検討する
- ・平成21年までに女子学生会館管理事業の見直しについて検討する

Ⅷ 自主性・自立性の高い財政運営の確保

常に自らの財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳入の確保、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、中期財政推計を行い、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努める必要があります。

住民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい

方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、有形固定資産や町債残高等、積極的な公表を行う必要があります。

また、三位一体の改革における国庫補助金と地方交付税の削減や税源移譲の進展などを踏まえ、町税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組み、併せて、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や徴収率の向上に努めるなど自主財源を確保する必要があります。

各種団体等に対する補助金については、団体の自立化を進め、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方について検証し、整理合理化を推進する必要があります。

更に、公共工事については地域の実情等を勘案し積極的にコスト構造の改革に取り組む必要があります。

具体的な取り組み内容については、別添の「歳入確保・経費縮減実行計画(アクションプログラム)」のとおりですが、主なものは次のとおりです。

1、歳入確保・経費縮減等の財政効果

(1) 16年度までの歳入確保・経費縮減等の実績

「歳入関係」

イ、税・料の徴収対策

- ① 15年5月に総合収納対策室を設置
- ② 16年は管理職全員による徴収チーム設置

ロ、使用料・手数料の見直し

- ① 16年7月より公共施設町民使用料有料化
(16年度効果 3,918 千円増)
- ② 公営住宅政策家賃の見直し (16年度効果 4,989 千円増)
- ③ 下水道料金等改定 (16年度効果 6,565 千円増)
- ④ 戸籍手数料(印鑑登録、住民票閲覧)、検診手数料、し尿汲取り手数料、文化交流館ビデオ利用会員証発行手数料改定
(16年度効果 1,113 千円増)

ハ、未利用財産の売り払い等

- ① 宅地、山林、雑種地、原野の売り払い
14年度から16年度実績
宅地等 11,147 m²売り払い (効果 52,421 千円)
- ② 教員住宅の用途変更 (16年度効果 1,100 千円)

ニ、その他

- ① 各種補助金の導入
 - ・介護予防・地域支え合い事業補助金
(16年度効果 5,522 千円)
 - ・芸術文化環境づくり支援事業補助金

- (16年度効果 7,656千円)
- ・地域政策総合補助金(大雪旭岳源水施設整備、松下幸之助写真展及び講演会)
(16年度効果 16,700千円)
- ・公営住宅家賃対策補助金(16年度効果 13,560千円)
- ② 各種講座参加料などの見直し・新規設定
(16年度効果 172千円増)
- ③ 広報等広告掲載料 (16年度効果 106千円増)
- ④ 視察受入負担金の導入(16年度効果 209千円増)

「歳出関係」

イ、人件費の削減

- ① 職員削減
 - ・うち退職者の不補充(16年度効果▲35,850千円)
途中退職者2名、年度末退職者2名、特会退職者1名
 - ・消防分人件費(16年度効果▲7,619千円)
(1名退職者非常勤雇用差額▲7,619)
 - ・職員の公社派遣による給与減(16年度効果▲3,646千円)
- ② 給与等削減
 - ・一般職超過勤務手当削減(15年度～効果▲5,361千円)
 - ・管理職手当削減(15年度～効果▲4,214千円)
 - ・日額報酬改定(16年度効果▲1,125千円)
 - ・常勤特別職給与10%減
(15年度効果▲2,891千円 16年度効果▲4,557千円)
 - ・消防休日勤務手当廃止(16年度効果▲2,795千円)
- ③ その他
 - ・固定資産評価事務削減(15年度～効果▲883千円)
 - ・職員福利厚生補助削減(16年度効果▲340千円)

ロ、施設等維持費の見直し

- ① 機械警備委託料の見直し(16年度効果▲1,033千円)
- ② 公共施設除雪委託の直営化(16年度効果▲287千円)
- ③ 施設管理委託の削減
錬成館管理委託料削減(16年度効果▲1,951千円)
- ④ 公営住宅・教員住宅維持補修費縮減(14年度～)
- ⑤ 施設光熱水費(16年度効果▲2,068千円)
- ⑥ 清掃賃金の直営化(16年度効果▲1,036千円)
- ⑦ 町有建物火災保険加入基準見直し(16年度効果▲696千円)
- ⑧ 町有林指導育成業務委託の縮減(16年度効果▲658千円)
- ⑨ ごみ収集委託の縮減(16年度効果▲1,020千円)
- ⑩ その他委託・維持補修の見直し・廃止

(16年度効果▲15,000千円)

ハ、補助金等の整理合理化

- ① 団体補助金の見直し (16年度効果▲2,851千円)
(H15~H17で▲25%を基本にH16は▲10%、H15及びH16に8団体廃止又は統合)
- ② 事業補助金の見直し (16年度効果▲14,479千円)
(H15~H17で▲25%を基本にH16は▲10%、メニューの統合化)
- ③ 政務調査費の見直し (16年度効果▲1,280千円)
- ④ 各種団体加入負担金の見直し (13団体) (16年度効果▲301千円)
- ⑤ 報償費の見直し (16年度効果▲366千円)
- ⑥ 資源ごみ回収報償金廃止 (16年度効果▲607千円)

ニ、投資的経費の見直し

- ① 工事諸費の見直し (16年度効果▲20,200千円)

ホ、内部管理経費の見直し

- ① 臨時職員の短時間制による縮減 (16年度効果▲9,919千円)
- ② 現業臨時職員の時間外削減 (16年度効果▲938千円)
- ③ 経常旅費、視察研修費の見直し (16年度効果▲3,740千円)
- ④ 追録刊行物等見直し (16年度効果▲315千円)
- ⑤ 印刷物の白黒化 (町広報、議会報) (16年度効果▲572千円)
- ⑥ 町発行印刷物の統合 (くらしのガイドブック) (16年度効果▲264千円)
- ⑦ その他消耗品費等の節減 (16年度効果▲10,000千円)
(各種事業費減、消耗品集中管理徹底、印刷物自前化他)

ヘ、その他事務事業の整理合理化

- ① 除雪基準の見直し
- ② 農事講演会及び行政区長研修会中止
- ③ 診療所給食業務の外部委託化等

(2) 17年度から21年度までの5年間の取組目標

「歳入関係」

イ、町税の増収対策

- ① 定住促進及び企業立地の促進 (住民税・固定資産税増収)
- ② 観光振興対策の充実による入湯税課税客体の増加

ロ、税・料の徴収対策

- ① 滞納管理システムの導入
- ② 延滞金徴収の検討

ハ、使用料・手数料の見直し

- ① 町手数料徴収条例の改定 (コスト算定による受益者負担適正化)
- ② 検診手数料改定 (肺がん (集団) 検診)
- ③ 使用料・手数料の再見直し (3年毎に見直し)

ニ、未利用財産の売り払い等

- ①H17 既取組済にかかるもの
 - 宅地 956.28 m² 7,027 千円
 - 原野・雑種地 29,836.06 m² 4,803 千円
- ②今後の取組目標にかかるもの
 - 宅地 2,872.88 m²
 - 雑種地(家庭用畑) 655.00 m²
 - 小山林 36,164.61 m²

ホ、その他

- ① 各種補助金の導入
 - ・コミュニティ助成金の活用
 - ・芸術文化環境づくり支援事業補助金の活用
 - ・まちづくり交付金の活用
 - ・地域住宅交付金の活用
 - ・その他有利な交付金等の活用
- ② 各種講座参加料などの見直し・新規設定
- ③ 各種協力金の導入
- ④ 町有地貸付料算定見直し
- ⑤ 町内での消費増加対策の新たな展開
- ⑥ 地方交付税の算定に用いる基礎客体の増加対策
- ⑦ その他
 - ・自動販売機設置料の改定
 - ・町営貸切バスの見直し
 - ・文化ギャラリー内に収益部門を導入

「歳出関係」

イ、人件費の削減

- ① 職員削減
 - ・退職者の補充削減
 - ・町議会議員定数の削減
- ② 給与等削減
 - ・引き続き特別職給与 10%削減
 - ・寒冷地手当削減
 - ・特殊勤務手当の縮減
 - ・給与構造改革の完全実施(人事院勧告の尊重)
 - ・勸奨退職者特別昇給制度の見直し
 - ・住宅手当等の見直し
 - ・時差出勤制の導入
 - ・非常勤特別職月額報酬の見直し
- ③ その他

- ・各種委員等の削減検討
- ・職員福利厚生補助及び健康診断個人負担の見直し

ロ、施設等維持費の見直し

- ① 地区コミュニティセンター及び小公園管理の地域への委託化
- ② 各施設清掃委託回数減及び内容変更
- ③ 指定管理者制度の導入及び収益事業の拡大
- ④ 各施設保守管理業務委託の一元発注化及び長期継続契約化

ハ、補助金等の整理合理化

- ① 団体補助金の見直し
(H15～H17で▲25%を基本にH17に▲5%)
- ② 事業補助金の見直し
(H15～H17で▲25%を基本にH17は▲5%)
- ③ 各種団体加入負担金の見直し
- ④ 諸会議出席負担金の見直し
- ⑤ 職員勤続表彰の見直し
- ⑥ 老人医療費等の道施策事業の廃止に併せた町補助廃止
- ⑦ 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成のあり方について見直し
- ⑧ 重度障害者ハイヤー助成のあり方について見直し
- ⑨ 要保護準要保護就学援助の見直し
- ⑩ 中体連大会等参加支援の見直し

ニ、投資的経費の見直し

- ① 建設コスト縮減（工法、資材規格見直し）
- ② 多様な発注方法によるコスト縮減

ホ、内部管理経費の見直し

- ① 一般事務補助員の縮減及び除雪臨時職員の勤務シフトによる縮減
- ② 追録刊行物等見直し及び広告費の縮減
- ③ その他消耗品費等の節減の徹底
(各種事業費減、消耗品集中管理徹底、印刷物自前化と共同発注、公用車の縮減、節電の徹底、LGWANや総合行政情報ネットワークの活用徹底による通信運搬費の縮減他)

ヘ、その他事務事業の整理合理化

- ① 戸籍電算化の広域による運用検討
- ② 除排雪基準の見直しによる縮減
- ③ 診療所窓口業務及び調剤業務の全面委託検討
- ④ 幼児センター給食業務の全面委託検討
- ⑤ 大規模事業のPFI等活用の検討
- ⑥ ボランティアコーディネーター設置事業のあり方を抜本的に見直し
- ⑦ 公共的団体の役場内事務局のあり方について検討
- ⑧ 目的税(入湯税等)の用途の明確化と公開

IX 広域行政の推進

本町では、事務の合理化とコストの縮減を図るため、消防、清掃、葬斎の事務は美瑛町、東神楽町、東川町の3町の一部事務組合で事務処理を行い、下水、し尿、浄化槽汚泥処理の事務は旭川市に委託し、母子通園事業は東神楽町に委託している。更に、16年度からは介護保険、国民健康保険、老人保健、福祉医療助成事務は一部事務組合と同じ構成町の3町広域連合で事務処理を行っている。

今後、地方自治体の取り巻く環境が益々厳しくなる中で、効率的な行政サービス向上のため、事務処理の広域化や公共施設の共同利用、更には自治体間の事務委託や補完など多様な広域行政を進める必要があり、現在共同処理している3町で広域化を検討し推進する(仮称)広域行政推進会議を設立するよう検討します。

(1) 17年度から21年度までの5年間における広域行政の目標

- ・18年度までに大雪消防組合東神楽支署と東川支署の統合を検討する
- ・19年度までに災害時の上川中部地区相互応援体制を検討する
- ・21年度までに上川中部地区広域消防体制を検討する
- ・20年度までに「税・料」の共同徴収体制を検討する
- ・21年度までに森林整備の広域事務処理を検討する
- ・21年度までに給与・旅費計算事務、職員研修事務の広域事務処理を検討する
- ・21年度までにスポーツ施設、文教施設の広域利用体制を検討する
- ・21年度までに戸籍電算化の広域事務処理を検討する
- ・21年度までに事務・権限委譲に伴う広域事務処理と再委託を検討する

X 人材育成等その他

(1) 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することは重要な課題であり、平成17年6月に地方公務員法第39条第3項に定める「研修に関する基本的な方針」を包括する「人材育成基本方針」を策定しています。

人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成を一層推進する必要があります。また、能力・実績を重視した人事評価システムの導入が求められており、今後の行財政改革の方針の趣旨も踏まえ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に積極的に取り組む必要があります。

(2) 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要であります。

このため、情報公開条例や行政手続条例の活用、パブリックコメント制度の積極的な活用などを行うとともに、監査制度の有効活用、議会における審議の充実など、議会や監査委員などの監視機能の強化に取り組む必要があります。

(3) 町議会

地方分権の進展に伴い、議会の果たすべき役割がますます増大しており、これを踏まえた議会運営が一層強く求められています。その一方で議会の定数や報酬に対する批判があることにも留意する必要があります。住民等に対する説明責任を果たすよう努める必要があります。

また、この改革大綱等の進捗状況や、行政評価の結果等について報告・説明を求めるなど、執行機関に対する監視機能を自ら高めていく取組みを積極的に行うとともに、住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるための取組みを行うことが望まれています。

(4) 電子自治体の推進

電子自治体の推進に当たっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、今後の行財政改革の方針の趣旨を踏まえ、行政手続のオンライン化の推進、総合行政ネットワーク(LGWAN)などの利活用等に積極的に取り組む必要があります。